

政 策 会 議 資 料  
平 成 29 年 8 月 8 日  
健康医療部国民健康保険室

## 老人医療費助成制度の市単独事業について

### 廃止

#### 1 対象事業

老人医療費（一部負担金相当額等一部助成）助成制度  
医療機関窓口における自己負担相当額の一部を助成する制度  
\* 現行の大阪府福祉医療費助成制度と同様の助成内容

#### 2 廃止予定時期

平成30年3月末（大阪府福祉医療制度再構築における経過措置期間と同じ3年間を設定し、平成33年3月末まで延長）

なお経過措置期間における自己負担額等については、大阪府福祉医療再構築方針と同じとする。

#### 3 廃止理由

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築により現在の老人医療制度は重度障がい者医療制度へと統合されます。これに伴い激変緩和としての経過措置期間を含めた平成33年3月末をもって、現在の大阪府老人医療費助成対象者の一部が対象外となり、それぞれ加入している健康保険の一部負担金割合を医療機関に支払うこととなります。

今回の大阪府の福祉医療費助成制度再構築の目的は、持続可能な制度構築の観点から対象者及び給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中をするとともに受益と負担の適正化を図るものであり、再構築によって65歳以上の市民で大阪府の老人医療費助成の対象外となる方が存在するなかで、同じく65歳以上の中度障がい者のみに対して本市独自で医療費助成の継続は困難であると想定されます。

さらに再構築後対象外となる市民を含めた65歳以上の現在の老人医療費助成制度を市単独事業として継続すると、65歳未満の同程度の障がいを持つ市民に対しての助成制度がないため、受益と負担の公平性が図れないものになると想定されます。

以上の理由により本市における65歳以上の中度障がい者への医療費助成制度の廃止はやむをえないと判断しております。

4 大阪府内状況（老人医療助成制度における対象者拡大市町村）

茨木市	住民税非課税世帯かつ下記の要件 身体障がい者手帳3級・4級（一部）所持 精神障がい者保健福祉手帳1級・2級所持 障がい年金1級・2級受給者	平成30年4月廃止 予定 経過措置3年あり
-----	--	-----------------------------